

企 業 団 議 会 議 員 全 員 協 議 会 会 議 錄

日時 平成24年2月7日(火) 14時00分～16時42分

場所 君津中央病院4階講堂

議題

- 1 議会定例会提出議案について
 - (1) 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 - (2) 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 君津中央病院企業団看護師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)について
 - (6) 平成24年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について
 - (7) 平成24年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金について
- 2 月次決算について
- 3 君津中央病院企業団第3次3か年経営計画について
- 4 その他

出席者

企業団議会議員

白坂英義、服部善郎、三宅良一、鴨下四十八、武次治幸

小林新一、鈴木幹雄、平野和夫、田邊恒生、神崎 寛

山口幹雄

企業団執行部

企業長 福山悦男、監査委員 中村芳雄、病院長 鈴木紀彰、事務局長 松尾晴介

事務局次長 葉山美佐夫、事務局参事 吉堀正廣、総務課長 山㟢博史、財務課長 小島進一

管財課長 高橋武一、医事課長 池田倫明、経営企画課長 斎藤久夫、副院長 田中 正

副院長 柴 光年、学校長 須田純夫、分院長 田中治実、医務局長 氷見寿治

地域医療センター長 岡 陽一、看護局長 齋藤みち子

(午後2時00分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまから企業団議会議員全員協議会を開会いたします。

それでは、福山企業長にごあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、全員協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は大変ご多忙のところ、またお寒いところ、また雨で大変足元悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、きょうは、ただいまPET-CTの説明ということで、またお時間も早くおいでいただきまして、本当にありがとうございました。

本当に平素は企業団の運営に大変ご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げております。

実は、新病院の開院時の計画医療機械でありまして、PET-CTのお話を今させていただいたんですが、当初からですね、早く病院に欲しいなという意見を聞いておりましたけども、旭中央病院とか、あるいは千葉市内の山王病院とかですね、今、病院長のほうからお話がありましたように、早々に入ったわけです。どうして君津中央病院は入らないのかというようなことまで言われた時期がございました。そういうことで、近年、特にPETの対象患者が大変増加してまいりまして、その必要性、採算性について院内で組織する将来構想検討委員会あるいは医療機械物流委員会で再三協議を重ねまして、そして最終的に今年度の予算で導入することになったものでございます。

次に、現在の収支状況についてでございますが、昨年同様、黒字基調が継続している状況でございます。

さて、本日の全員協議会でご説明申し上げますのは、定例会提出議案でもあります千葉県の市町村総合事務組合からの協議事項及び条例の一部改正あるいは平成23年度の補正予算、平成24年度の当初予算及び負担金案、そして12月末までの月次決算、平成24年度からの次期第3次3か年経営計画についてでございます。

条例につきましては、地方公営企業法の改正に伴い、廃止された資本剰余金の処分の取り扱いに関する条例の制定、医師研究資金貸付条例並びに看護師研究資金貸付条例の期間延長などございます。医療の安定供給の根幹であり、病院事業の原動力である医師・看護師を確保することで、地域医療の向上に努めてまいりたいと存じます。

平成23年度の補正予算につきましては、収入、支出の補正をお願いしまして、予算上では現時点で2億5,000万円の純利益を見込むものでございます。

平成24年度予算案につきましては、診療体制の充実を図り、収入の確保及び支出の効率化を旨として編成し、医療機能の充実、医療サービスの向上、経営効率化の推進を重点項目としたところでございます。

厳しい運営の中ではありますが、主要な事業といたしまして、2か年継続となる附属看護学校及び学生寄宿舎の建てかえの整備工事、医療機能の維持、充実のため、血管造影エックス線診断装置、CTスキャン、集中治療支援システムなどの医療機器更新整備を予定する投資を行うものでございます。

これらにより、本院事業で183億7,700万円、分院事業で6億7,800万円、看護師養成事業で1億6,300万円の収益的予算、そして17億3,200万円の資本的予算を編成し、企業団として209億円の予算規模といたしましたところでございます。

これらを賄うため、第3次3か年経営計画の初年度である平成24年度では、総額13億円のご負担

を4市にお願いしたところでございます。

ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。

<議長>

ご苦労さまでした。

ただいまから本日の議題に入ります。

お手元の全員協議会資料の順序により進行します。

質疑につきましては、説明終了後に受けますので、ご了承願います。

議題1、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、事務局の説明を求めます。

山㟢総務課長。

<総務課長>

それでは、議會議員全員協議会資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これにつきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります銚子市から、公平委員会に関する事務、松戸市から、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関しまして、共同処理の追加依頼があつたことから、行うものでございます。

資料2ページ、3ページに比較表がございますが、組合規約の一部改正を行うことにつきまして、千葉県市町村総合事務組合から協議がございましたので、議会の議決承認を求めるものでございます。

施行日は平成24年4月1日を予定しております。

以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、次に、君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明を求めます。

山㟢総務課長。

<総務課長>

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容は、資本剰余金の処分に関する規定を第3条の次に新たに1条追加しようとするものでございます。

改正理由としまして、地方公営企業法の改正に伴いまして、資本剰余金の処分に関する規定が廃止され、資本剰余金の処分は、改正後の地方公営企業法第32条第3項の規定により、地方公営企業の決定にゆだねられることになったことから、その取り扱いに関する規定を加えようとするものでございます。

これまで、地方公営企業法等で定められておりました利益剰余金及び資本剰余金の処分に係る資本制度が見直されまして、地方公営企業の経営判断に基づき対応することになります。

恐れ入りますが、資料の8ページ、9ページをお願いします。

地方公営企業法32条関係の資料でございます。アンダーラインの部分が改正され、その下の太字部分が改正あるいは削除されました。

まず、今回の改正に伴う剰余金、これは資本剰余金、利益剰余金がありますが、まず利益剰余金に關しましては、32条第1項の2行目あたりになりますが、「その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない」。そちらのほうが、「その利益をもってその欠損金をうめなければならない」に改正されました。

2項のほうですけども、「毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない」となっていたものを、「条例の定めるところにより、または議会の議決を経て、行わなければならない」ということに変わりました。

現在の利益処分に関する処分対応は、20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立て、残額は議会の議決により処分としています。法が改正されたことによりまして、第1項の法定積立金、こちらの規定が改正されまして、条例あるいは議会の議決により処分することになります。

企業団では、利益剰余金の処分につきましては、経営状況等を勘案しながら状況に応じて最適な対応を行うため、条例化ではなく、その都度、議会に処分案を提案することで対応したいというふうに考えております。

次に、今回の条例制定に関する資本剰余金の処分でございますが、表の3項から第6項が削除されまして、新設の第3項になります。「毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない」の規定となりました。改正前は、地方公営企業法施行令で定める場合を除きまして、原則、資本剰余金の処分はできませんでしたが、地方公営企業法施行規則におきまして、補助金等により取得した資産を撤去・処分等をした場合は、処分が可能がありました。

現在の資本制度に係る会計処理方法といたしまして、資産の撤去等に伴う資本剰余金の処分につきましては、継続性を保護し、円滑に事務処理を行うため、従前と同様の内容を規定した条例の制定をお願いしようとするものでございます。

比較表は5ページ、6ページになります。

説明は以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、次に、君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、並びに君津中央病院企業団看護師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、関連性がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山崎総務課長。

<総務課長>

資料の10ページ目をごらんいただきたいと思います。

改正の理由は、附則中の失効期日に関する規定を1年間延長し25年3月31日に改めようとするものです。中段に記載されています、参考の医師研究資金貸付制度の概要になりますが、県外の病院に勤務する医師を対象に医師免許取得後5年以上の者になりますが、当院に就職した場合、貸し付けを希望する者に対しまして、貸付金の上限960万円を、利率が10%になりますが、960万円全額一括で4年間貸し付けをするものでございます。当該医師が貸付期間を超えて勤務した場合は、元金及びその利息の返還を免除というふうにするものでございます。

こちらは、千葉県医師確保整備事業補助金が当初は平成22年3月までの期間限定でありましたが、継続して24年3月31日まで延長されてました。当機関でも同様の期間で導入を図ったのですが、これに関しましては、これまで6名の利用がありまして、医師確保対策として有効と認められ、県の補助金事業も1年間継続延長されることになりましたので、条例の有効期間を24年3月31日までとしている附則第2号を改正しまして、平成25年3月31日までの1年間延長しようという趣旨のものでございます。

制度内容については、特に変更はございません。

続きまして、12ページをお願いします。こちらは看護師の研究資金貸付条例でございます。

こちらは看護師の確保を図るため、医師の確保に有効ありました研究資金貸付制度を看護師にも導入したもので、制度の内容は、4市の地域外の病院に勤務する専門看護師及び認定看護師が当院に就職した場合、希望により研究資金を貸し付けるものです。研究資金の額は240万円以内で、貸付期限は4年間です。利息は10%でございます。研究資金は一括して貸し付けますが、貸付期間を超えて勤務した場合には、元金及び利息も返還免除ということになります。こちらのほうも1年間期間を延長しようとするものでございます。

医師との比較に関しましては、研究資金の額が、医師の場合は最高960万円、看護師については最高240万円でございます。

免許以外の必要な資格でございますが、医師の場合は、医師免許取得後5年以上以外に要件はありませんが、看護師につきましては、看護師免許のほか、専門看護師または認定看護師の資格を有していることを要件といたします。

本日配付しております資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらが専門看護師、認定看護師についての記載でございます。専門看護師とは、複雑で解決することが難しい問題を持つ個人や家庭、集団に対して、高い水準の看護ケアの技術や知識を持って接する専門的な看護師で、看護系の大学院の修士課程を卒業した者で、実務経験が5年以上、そのうち3年以上は専門看護の実務経験が必要となります。

それから、認定看護師につきましては、看護ケアの質の向上を目的に発足した制度でございまして、ある特定の分野で熟練した看護技術と知識を有することが認められた者ということになります。こちらの資格は、実務経験が5年以上、そのうち3年以上が専門の実務実習の期間がある者ということになります。3年以上で、認定看護師の研修が終了した者ということでございます。

分野といたしましては、専門看護師の分野が10分野、がん看護から家族支援。それから、認定看護師が、救急看護からがん放射線療法看護ということで19分野ございます。

現在、日本では、専門看護師が全国で798名、千葉県では26名、当院ではありません。認定看護師につきましては、全国で9,048名、千葉県で県内で333名、そのうち当病院では7分野、8人の認定看護師がおります。このほかに、認定看護管理者というものがおりまして、それが1名おります。

恐れ入りますが、12ページへお戻りくださいませ。

当院就職前の勤務地域に関してなんですが、医師の場合は県外の医療機関に勤務する医師を対象としております。看護師につきましては、4市の地域外の医療機関に勤務する看護師を対象としております。

予算額につきましては、平成24年度予算案に、先ほどの医師・看護師確保対策費用として2名分1,920万円、それから看護師が2名分480万円を予算計上しております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

それでは、何点か質問させていただきます。

医師並びに看護師の確保対策ということで有効であるということなんですが、まず、医師の関係で、利用実績、ここには20年度3名、21年度3名というふうに書いてあります。22年度、23年度はどうなのか。12ページの看護師については22年度1名と書いてあります。20年度、21年度あるいは23年度の利用実績はどうなのか。まずお聞きします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

こちらに記載しております利用実績、20年度、21年度、6名あり、22年度、23年度の実績についてはございません。ただ、平成24年度につきまして、こちらが今1名、確定ではないんですが、こちらの資金を利用して当院に予定されている医師が1名ございます。

それから看護師につきましては、現在のところ、平成23年度もございません。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

それじゃですね、まず、医師の関係なんですけれども、22年度、23年度はゼロということでございますが、医師確保対策として、それでは有効なのかということを聞きますと、果たしていかがなものかな、実績がないのに。24年度1名という予定をしているということなんですが、この資料の中の22ページ、ページ数——の医師・看護師研究資金貸付で2,400万円、これ、予算計上してますよね。その一番下の括弧に限度額、医師960万円、看護師240万円ということの限度額ですると、この2,400万円という数字は合わないと思うんですけれども、それが1点。

次に、看護師の件ですが、医師は、事業費の負担割合が県が2分の1、企業団2分の1としております。看護師につきましては書いておりません。これは事業負担割合が幾らなのか、この点、お聞きいたします。

<議長>

山㟢総務課長。

説明が不足しましたが、医師研究資金貸し付けに関しましては、特に充実する必要がある診療科として規則を定めております。不足する医師確保のため、こちらの条例以外にも様々な対策をしていますが。また、特に必要であり、不足している小児科あるいは産婦人科、泌尿器科、救急ですね、そのよう

な診療科の医師確保を目的に、特に充実する必要があるということで判断して、こういった条例を継続しようというものです。

それから、先ほど22ページのほうの960万円と240万円というお話を。これ、2名分の予算でございますので、医師が1, 920万円、看護師が2名分で480万円、合計で2, 400万円という状況でございます。

(「看護師の負担」の声あり)

すみません。医師の場合は県と企業団の負担が2分の1ずつですが、看護師に関しては病院単独事業でございます。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

看護師は単独事業ということですね。

<総務課長>

そうです。

<5番 鴨下四十八議員>

はい。それであれば、先ほどの改正の理由で、医師確保対策として有効であるからという、この理由が、先ほどの答弁からすると、やっぱり改正の理由を変えたほうがいいのではないかというふうに思います。それは、今のご答弁にもありましたように、充実する必要がある。やっぱりそれなりの理由をつけるべきであって、今までがこの改正の理由だからといって、あえてやみくもに理由も変わったのに、そのままの理由づけというか、とつてつけたような理由だとよくないというふうに思います。

それと、看護師なんですけれども、独自ということで、先ほどの22ページの2年間の費用と、2, 400万円にすれば、それじゃ、看護師についても2年で2名と、医師が2年で2名で、看護師も2年で2名だから、合わせて2, 400万円ですか、になるという理解でよろしいですか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

22ページのほうは、限度額が医師1名960万円、看護師1名240万円でございます。

(「2年で2名」の声あり)

申しわけございません、説明が不足しました人数は1年で2名ずつでございます。

それから、改正の理由でございますが、さまざまな確保対策がありますが、こちらはやはり医師の確保ということは病院にとって非常に重要な部分でありますので、あえて確保対策ということで理由とさせていただいたところでございます。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

余り答弁になってないと思うんですけども、先ほどの看護師のもう一度確認ですが、利用実績で、22年度が1名で、ほかの年というのはゼロでよかったです。それであれば、なおさらのこと、有資格者の看護師確保対策というのは、今まで余り実績もない中で行われてきたということあります

で、非常に予算もですね、予算編成についても非常に逼迫しておりますので、たとえ1年間2, 400万円という予算についても、しっかりと検討していただきて、予算編成をしていただきたいなというふうに感じます。

あと、先ほどの金額については、2, 400万円でこだわるわけじゃないんですけれども、医師のマックスが960万円で、2名だから1, 920万円。看護師が240万円で、限度額ですね、2名だから480万円。合わせて2, 400万円という理解でよろしいですね、確認。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

そのとおりでございます。

<5番 鴨下四十八議員>

はい。以上です。

<議長>

そのほかございますか。

三宅議員。

<4番 三宅良一議員>

医師研究資金貸し付けということですけども、この制度については、君津中央病院以外の病院でもこういう制度があるのかどうか。また、あった場合に、どのくらいの貸付料また期間があるのか、それをちょっとお伺いします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

県の補助事業で、当初は銚子あるいは成東の病院のほうで実績がありましたけど、現在のところはありません。

<議長>

三宅議員。

<4番 三宅良一議員>

今、この本院だけ、君津中央病院だけであるということです。今そういう答弁でした。

私が思うには、今、鴨下議員も言われたように、これだけの貸付額を出しますけども、利用者から見ると、22年、23年、医師の貸付制度もゼロと。やっと24年度で1名予定ということであれば、利用料が少ないなど、もう少し拡充する必要があるんじゃないかなと私は思います。

それで、これを今ですね、貸し付けの条件、貸し付け条件をちょっと今見てみると、3番目に特定診療科に従事する者が貸付条件に入るという条件が、ちょっと見ますと入っていました。この特定診療科というのは、どういうのが特定診療科というのか、わかれれば教えてください。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

特定診療科の対象といたしましては、小児科、産婦人科、泌尿器科、その他企業長が特に必要と認める診療科でございます。

<議長>

三宅議員。

<4番 三宅良一議員>

今ですね、泌尿器科がどうも今外れてるみたいですけども、当病院も泌尿器科はですね、なかなか… …、入っていましたか。

(「はい」の声あり)

ああ、そうですか。この泌尿器科というのはですね、今、医師も少ないというか、いないということで、今、募集もかかっているみたいですけども、それであれば、特にこの金額等をもう少し、今言った拡充をしてほしいというふうに思っています。

他市の状況なんかをちょっと見てみると、いろんな全国の自治体で医師確保のためのいろんな方式採用をやっています。この君津中央病院だけが特別すごいのかと言ったら、決してそうではないような気してまして、医師確保であれば、もう少し拡充をする必要があるんじゃないかと。

これはちょっと私の要望というか、提案からちょっと外れる……、適切かなというふうには思うんですけども、この今言った10%の利息、年10%の利息が加算されるというのがありますけども、素人でちょっとあれなんですけども、こういう10%の利息を取つ払うとか、そういう方法なんかは、どうなんでしょうか。ちょっとご意見を伺います。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

当初、貸付条例を算定したときに、他市、他の施設等にならったという状況で、貸し付けの利率を定めております。

それから医師確保、看護師もそうですが、医師確保は、病院にとって最大の課題、重要な問題でありますので、例えば今、勤務医の負担軽減という面からも、こちらのほうは待遇面でございますが、医師の事務作業の補助、補助の整備ですね。あるいは給与面のほうを研究しているところでございます。

以上です。

<議長>

そのほかございますか。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

各議員からいろいろな質問が出ておったわけでございますが、医師についても、看護師につきましても、貸し付けの条件の中に、貸付期間を超えて勤務した場合は返還を免除するというのが両方に入っていると思いますが、特に医師のほうが20年度、21年度というふうに表記されておりますが、20年度以前の貸し付けのものはあったんですけ……、はない……。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

条例制定が平成20年度でございます。

(「そうしますとね」の声あり)

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

はい、すみません。そうしますと、平成20年度、医師のほうなんですが、3名ありますけれども、平成24年度になりましても、3名がその期間の中に入ってくるのかなというふうに思いますが、もし貸付期間を超えて勤務した場合は返還を免除ということでございますので、4年を超えて勤務した場合には貸付金の免除となると。免除となった後に、もしあやめになるということが発生したときには、ここで決まっておりますので、この形で推移すると思思いますけれども、そういう場合も想定はされておりますでしょうか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

今、そこまでに貸付期間を勤務すれば、それは免除するということで、特にそれ以降の縛りはないんですが、病院としては、そのまま残っていただきたいというふうに思っております。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

特に縛りがないということでございますので、その後は自由にできると思いますけれども、今お話をありましたように、その貸付期間が過ぎた後もぜひ勤務をしていただくようにお願いしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(「議長、ちょっと関連」の声あり)

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

ちょっと関連で質問いたします。

先ほど鈴木議員の質問の中で、平成20年度が初年度であると言われました。それは平成20年が初年度だと思うんですけれども、それでは、この資料の22ページをお開きください。22ページの⑦国県補助金返還金、読んでみます。「平成21年度に採用した医師2名に研究資金を貸し付けていたが、うち1名の医師が平成22年度末で退職したことに伴い、当該医師より勤務しない2年分の研究資金480万円を返還してもらっております」ということは、実際に20年度、初年度で始まって、この4年間のうちでもう退職している医師がおられるというところは、やはりきちんと事実は事実として公表というか、ここに書いてありますんで、公表していただいて、先ほどの鈴木議員の質問から、もし、貸付期間を超えて勤務した場合は返還を免除するんありますけれども、逆にその前に退職したら、返すと。実績として医師も1名が退職しているわけでございますから、そういったところでは、きちんとした事実は事実として報告していただきたいなというふうに思います。これは意見ですけど。

<議長>

はい。そのほかござりますか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、次に、平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小島財務課長。

<財務課長>

それでは、私のほうから平成23年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料は14ページから16ページまでが補正予算に関する資料であります。

初めに、資料の16ページをごらんいただきたいと思います。補正予定額を含めました損益計算書でございます。表の中央の列に補正予定額を記載してございます。

補正予算（第1号）は、収益では、業務予定量の変更、各事業に対する補助金額の確定等により、本院事業収益で3億8,500万円の増額補正を、一方、費用では、給与費、材料費等の増額を予定し、本院事業費用で1億3,400万円の増額補正をしようとするものであります。

まず、業務の予定量でございますが、外来の1日平均患者数を、当初予算では1,230人を予定しておりましたが、4月から11月までの実績は予定数に達していないため、60人減の1,170人に改めようとするものであります。これに伴いまして、延べ患者数につきましても、1万4,640人減の28万5,480人に改めようとするものでございます。

次に、本院事業収益ですが、資料の14ページをごらんいただきたいと存じます。

入院収益ですが、施設基準の取得や平均在院日数の短縮等により収入が増加しており、診療単価ベースでは、予算の予定額より900円増額できる見込みとなりましたので、1億8,775万8,000円増額し、補正後の予算額を120億1,651万2,000円にしようとするものです。

次に、外来収益ですが、先ほど説明いたしました業務予定量の変更に伴いまして1億6,396万8,000円減額になるものの、外来化学療法や検査の実施件数の増加に伴う収入増が2億7,120万6,000円、診療単価ベースで950円増額できる見込みとなり、これらを差し引きして、外来収益としては1億723万8,000円増額し、補正後の予算額を34億6,858万2,000円にしようとするものです。

次に、医業外収益ですが、9,010万5,000円増額し、補正後の予算額を19億3,013万2,000円にしようとするものです。

補正の内訳としましては、国県補助金が3,870万5,000円、治験手数料が4,300万円、不用品売却収益が240万円、その他医業外収益が600万円となっております。

補助金につきましては、額が確定したことに伴い、変更しようとするもので、説明欄に記載しております事業の補助金額に増減がございました。

治験手数料につきましては、治験実施件数の増加によるものです。

不用品売却収益につきましては、レンタルゲンフィルムには銀が含まれており、廃棄対象のレンタルゲンフィルムが売却できしたことによるものです。

その他医業外収益につきましては、鴨川市立国保病院等へ医師を派遣したことに伴う収入の増加などによるものです。

続いて、本院事業費用です。

まず、給与費ですが、医療技術員給で1,300万円の減額。これは、予算で予定していた職員数は142人ですが、現在は138人で、4人確保できなかつたことによるものです。

次に、医療技術員手当で3,500万円の増額。これは主に、今説明しました職員が確保できなかつたことにより、超過勤務手当が増加したことなどによるものです。

次に、事務員手当で1,000万円の減額。これは超過勤務手当の減と休職者の発生等によるものです。

15ページに移っていただきまして、賃金で1,700万円の増額。これは平成22年度末に腎臓内科医が退職したことに伴い、急遽、腎臓内科嘱託医を確保したことによるものです。

次に、法定福利費で300万円の増額。これは基礎年金拠出金の負担率変更に伴うものです。

次に、退職給与金500万円の減額。これは職員数の減等に伴うものです。

以上を差し引きしますと、給与費全体では2,700万円の増額となり、補正後の予算額を92億2,784万7,000円にしようとするものです。

次に、材料費ですが、内視鏡検査件数及び心臓検査件数の増加に伴う材料費の増、検体検査件数の増加に伴う試薬使用量の増に伴い、9,000万円増額補正し、補正後の予算額を41億7,586万5,000円にしようとするものです。

次に、経費ですが、まず、消耗品費で1,000万円の増額。これは感染防止対策や医療安全対策に伴う消費増と、プリンター、ファックスのトナー消費増によるものです。

次に、修繕費で4,000万円の増額。これは医療機器及び備品の修繕が増加したことによるものです。23年度はCTの管球だけで3回交換しており、5,620万円余りを執行しております。

次に、委託料ですが、2,400万円の減額。これは長期継続契約により、防災センター等業務で縮減が図られ、1,400万円の減と、院内保育所での病児保育を年度当初から開始する予定をしておりましたが、開始がおくれたため、1,000万円の減となったことによるものです。

なお、病児保育については、10月から実施しております。

これらを合わせて経費全体で2,600万円増額補正し、補正後の予算額を20億1,437万6,000円にしようとするものです。

次に、減価償却費ですが、平成23年度予算編成時に減価償却費の積算を行う際、平成22年度予算で購入する医療機器の執行額の見込み誤りがあったことに伴い、2,800万円減額補正し、補正後の予算額を13億3,128万8,000円にしようとするものです。

次に、研究研修費ですが、先ほど医業外収益の増加で説明いたしました治験委託料が増加したことによ伴いまして、治験研究費も増加していることや、医師及び看護師の研修旅費が増加したことに伴いまして、1,500万円増額補正し、補正後の予算額を9,786万1,000円にしようとするものです。

次に、医業外費用ですが、先ほど説明いたしました材料費の増額補正に伴いまして、材料費の消費税分として450万円を増額補正し、補正後の予算額を7億9,871万7,000円にしようとするものです。

以上が本院事業費用でございます。

続いて、看護師養成事業費用でございますが、事業費用総額に変更はありませんが、給与費を165万円増額する一方、修繕費を165万円減額補正しようとするものです。

給与費は、職員の異動に伴い、教務員給90万円を、図書整理等を行うパート事務員の採用に伴い賃金75万円を、それぞれ増額しようとするものです。

修繕費は、学校の建てかえが決定したため、既存建物の修繕は必要最小限にするということで、165万円を減額しようとするものであります。

以上の内容を補正いたしますと、当初予算では収支均衡を予定しておりましたが、補正後の予算では2億5,060万1,000円の純利益となります。

説明は以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

それでは、私のほうから補正予算関係について何点かお聞きをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、金額的には小さいんですけども、14ページの医業外収益のところのドクターへリ運営事業費ということで220万円ちょっと減額になっているんですけども、ヘリの運営費2億円からすると額的には小さいんですけども、この226万円の減についての理由をお聞きしたいと思います。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

国県の補助事業でありますドクターへリ導入促進事業補助金でございます。こちらは算出基準等の見直しがあったものではなく、当初の申請額につきまして減額調整係数を乗じた額で額が配分ということになりましたので、減額補正をお願いするというものでございます。これは県のほうからのそういう内示でございます。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

はい、わかりました。

それでは、次、2点目ですけど、その下の過勤務手当の、過勤務手当、技術員手当の増3,500万円ですかね、これについてお伺いしたいと思います。

先ほど技術員が4名ですかね、少ないということで、その人たちのための過勤務ということだと思うんですけども、それにしてもですね、3,500万円という額がかなり大きな額だというふうに私は思っているんですけども、そのほかに大きな増額する事情があったのか。それとも、そういった積み上げで、この3,500万円になったのか、お伺いいたします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

給与費の医療技術員手当の増額3,500万円という数字でございますが、確かに金額としては大きな額になります。特に超過勤務手当ですが、こちら、医療技術員の宿日直勤務に関して、一昨年に、労働基準監督署から是正勧告を受けまして、昨年、勤務を2交代制に移行しました。そのときに、こちらの、収益に連動しますが、業務量が増加してきて、日中の職員がなかなか確保できない状況で、2交代勤務職員に当直勤務の時間に入る前に勤務をお願いしたという経緯がございます。2交代勤務に伴いまして職員を増員したんですけども、想定した増員数よりも業務量が上回ってしまったということでございます。見込みが足らなかったということでございます。

以上でございます。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

特別な事情があったということですけれども、昨年度、23年じゃない、今年度ですかね、ああ、今

年度じゃない、22年度の超過勤務の予定額というのは、どれぐらいになっていたんですかね。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

22年度、当初、普通の宿日直業務ということでやっていたんですが、そのとき監督書から通常の当直業務ではないということで、もしやるんであれば、残業手当で出しなさい、いわゆる超過勤務で出しなさいということで、ちょっと数字的には額が相当な額になっております。

以上です。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

先ほど、4名の技術員が少なくなったという、この4名の減というのは、突発的な減なのか、もう予算前にわかっていた4名の減なのか、その辺ちょっと教えてください。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

4名の退職につきましては、家庭内での事情と、本人が病院の仕事が合わないと理由になります。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

突発的な事情でこういった額になったということで理解をさせていただきます。

それじゃ、次にもう一点ですけれども、消耗品の1,000万円の関係です。ここの中には感染防止対策、医療安全対策に伴う消費の増、そしてプリンタートナーの消費がふえたということですけれども、これについては、感染防止対策等でパンフレット等をつくったのか、トナーを使っているんで、そういったところで増額したのか。それとも、まだほかに何か理由があるのか、お伺いいたします。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

消耗品費が増額補正のお願いをした件につきましては、感染防止対策、医療安全対策で特別にパンフレットをつくったわけではありません。トナーが——インクですけれど、ふえた理由につきましては、入院される患者様に一人一人、入院診療計画書というものを渡して、入院の今後のことについて患者さんに一人一人ご説明をしています。その辺のパンフレットにつきまして、今まで白黒でやっていたんですけど、カラーで患者様によりわかりやすく、説明しやすくするためにトナー等がふえたと、そういうことでございます。

以上でございます。

<2番 白坂英義議員>

はい、いいです。

<議長>

いいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、次に、平成24年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について、並びに平成24年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

小島財務課長。

<財務課長>

それでは、初めに平成24年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、当企業団の財政状況は、平成21年度及び平成22年度の2か年で8億9,600万円余りの黒字を計上しており、平成23年度においても、収益確保に向けた施策に取り組み、前年度を上回る利益が見込まれております。しかしながら、医師及び看護師の確保が困難な状況が依然として続いており、医療を取り巻く環境は厳しい状況にあることに変わりありません。

このような状況の中、平成24年度は、診療報酬改定の年度であるとともに、当企業団の第3次3か年経営計画の初年度に当たります。同計画は、君津医療圏において担うべき医療の提供、良質で安全な医療の提供、千葉県保健医療計画で位置づけられた当院の役割、持続可能な病院経営という企業団の使命を果たすために、施策の柱として医療機能の充実、医療サービスの向上、経営効率化の推進という3点を掲げております。

のことから、予算編成に当たっては、同計画との整合を図り、計画に掲げる施策の実施と、安定した医療を提供していくとともに、収益性を高めるために必要な人材確保、医療機器等の整備に重点を置く一方、必要性、経済性、費用対効果の視点に立ち、客観的かつ効率的な見直しを行い、節減・合理化に努め、経費の縮減を図ることを方針として予算編成を行いました。

なお、診療報酬改定につきましては、診療報酬本体部分を1.379%引き上げる一方、薬価及び材料価格を1.375%引き下げ、ネットで0.004%のプラスと改定の枠組みは示されておりますが、現在のところ、改定内容は確定しておりませんので、今回の予算案は、診療報酬の改定を反映しておりません。

恐れ入りますが、資料の17ページをごらんになっていただきたいと思います。

平成24年度予算の概要でございますが、収益的収支の予算規模は192億1,800万円で、前年度当初予算と比較し4.5%、8億2,000万円の増加となっております。

収益的収入につきましては、本院事業の医業収益は、前年度当初予算比で9億円余りの増加を見込む一方、構成市からの負担金を2億円減額していることから、前年度当初予算比4.5%、8億2,000万円の増加を予定しております。

収益的支出につきましては、診療体制の充実を図るために、本院事業では医師、看護師等を、分院事業では医師を、教育体制の充実を図るために看護師養成事業では教務員の増員を予定しており、これに伴う給与費の増加、医業収益の増加に伴います材料費の増加、医療機器調達のためのリース導入等に伴う経費の増加など、支出総額は、前年度当初予算比4.5%、8億2,000万円の増加を予定しております。

これらによる年間の収支は、収入は増加するものの、費用の増加も見込まれるため、前年度当初予算と同様に収支均衡を見込んでおります。

続きまして、各事業別の予算の概要でございます。

恐れ入りますが、資料の24ページをごらんになっていただきたいと思います。本院事業の予定損益計算書でございます。

初めに、業務の予定量でございますが、入院の1日平均患者数が575人で、前年度当初予算比で5

人増となっております。外来の1日平均患者数は1, 200人で、前年度当初予算比で30人の減となっております。なお、平成24年度の予定外来診療日数は245日でございます。

次に、予定診療単価でございますが、入院は5万9, 600円で、前年度当初予算比で2, 900円の増、外来は1万2, 400円で、1, 200円の増となっております。

これらの予定患者数及び診療単価によります医業収益は、前年度当初予算比で6. 1%、9億6, 581万円増の166億9, 324万円。

国県補助金や構成市負担金の医業外収益は、前年度当初予算比で8. 5%、1億5, 607万円減の16億8, 394万円。

これらを合わせた本院事業収益では183億7, 719万円となっております。

これに対します費用ですが、企業団管理費が前年度当初予算と同額の200万円。

給与費、材料費等の医業費用が、前年度当初予算比で5%、8億2, 910万円増の175億7, 104万円。

企業債の利息や奨学金等の医業外費用が、2. 8%、2, 218万円減の7億7, 203万円。

これらを合わせた本院事業費用は183億4, 507万円となっており、收支差し引きいたしますと、3, 212万円の経常利益を予定しております。

恐れ入りますが、資料の18ページをごらんになっていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました本院事業収益の主な内容ですが、入院収益は、前年度対比5. 7%、6億7, 979万円増の125億855万円で、看護師確保による休止病床の稼働、急性期看護補助加算の承認等による増収を見込んでおります。

外来収益は、前年度対比8. 5%、2億8, 425万円増の36億4, 560万円で、外来化学療法患者数の増加や検査件数の増加による増収を見込んでおります。

国県補助金は、前年度対比7. 9%、2, 541万円増の3億4, 892万円で、周産期医療施設運営費補助金等が増加しております。

負担金交付金は、前年度対比15%、2億655万円減の11億6, 875万円で、このうち構成市負担金は11億6, 643万円となっており、本院事業への繰入分は、前年度より2億346万円減少しております。

その他医業外収益は、前年度対比18%、2, 527万円増の1億6, 544万円となっており、治験手数料等の増収を見込んでおります。

次に、本院事業費用の主な内容です。

恐れ入りますが、資料の19ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、給与費ですが、医師2人、看護師29人、医療技術員8人、事務員3人の増員を予定しております。職員の増加につきましては、診療体制の充実強化を図ることに加え、最近の診療報酬改定では、病棟への看護師や看護補助者の配置を厚くすること、医師の負担軽減のために事務作業補助者を配置することなど、人員を配置することにより加算が得られる内容が多く、増収を図るためにも必要であると判断しております。なお、事務作業補助者など特定の免許を必要としない職種は、臨時採用等での対応を予定しております。

この増員に伴い、給与費は、前年度対比5. 4%、4億9, 596万円増の96億9, 681万円となっております。しかしながら、収益も増加していることから、医業収益対比では0. 4ポイント減少しております。

材料費は、内視鏡検査、心臓の検査・治療などに使用する材料の増加により、診療材料費が2億3,

100万円ほど増加しており、前年度対比5.3%、2億1,830万円増の43億416万円となっております。材料費につきましても、給与費同様、医業収益対比では0.2ポイント減少しております。

経費は、前年度対比3.9%、7,780万円増の20億6,618万円となっており、内訳としては、経年劣化した建物、附属設備、免震装置等の修繕費で3,225万円、医療機器のリースを導入する賃借料で5,583万円、消耗品費で971万円増加する一方、長期継続契約の導入などによる委託料は1,743万円減額となっております。

なお、先月、東京電力が企業向け電気料金を平均17%値上げする旨の発表があり、同社から値上げについての説明を受けたところ、当院の場合で約2,800万円増となる試算であり、仮に値上げとなった場合については、この分について予算には反映されておりません。

減価償却費は、前年度対比1.3%、1,810万円増の13億7,738万円となっており、P E T - C Tなど、平成23年度取得資産分が増加しております。

研究研修費は、前年度対比20.5%、1,699万円増の9,985万円となっており、治験手数料収入の増加に伴う治験研究費の増加と、医師・看護師の研修旅費の増加を見込んでおります。

医業外費用は、前年度対比2.8%、2,218万円減の7億7,203万円となっており、材料費の増加に伴い、材料費消費税分の雑損失が増額となっている一方、企業債利息や控除対象外消費税額償却分は減額となっております。

以上が本院事業の主な内容でございます。

次に、看護師養成事業でございます。資料の20ページ、上の表をごらんになっていただきたいと思います。

まず、看護師養成事業費用でございますが、給与費が1億3,454万円で、教務員1人の増員を予定しているため、1,227万円増となっておりますが、学校の建てかえが決まったことから、修繕を抑制するなど、その他の費用は減額となっており、事業費用全体では前年度当初予算比で1.1%、184万円増の1億6,301万円となっております。

これに対します収益ですが、資料の18ページの表、下から3行目でございます。看護師養成事業は、授業料などの学費収益と、寄宿舎入寮者共益費などのその他事業収益の合計額2,944万円を充て、なお不足する額については構成市負担金を充当することとなっており、平成24年度の繰入額は1億3,356万円で、収益全体の81.9%を占めております。

次に、特別損失でございます。恐れ入りますが、資料は別冊予算明細書の21ページをごらんになっていただきたいと思います。

表の中ほどに特別損失とありますが、特別損失の内容といたしましては、医療費の回収不納処分予定額が本分院合わせて917万円。過年度損益修正損失として、平成24年2月、3月に保険者に請求します診療報酬の査定減の予定額が本分院合わせて916万円となっており、これらにつきましては、前年度当初予算額より695万円減少しております。その他特別損失として、24年度は、医師研究資金貸付金2名分960万円の返還を免除する予定となっており、特別損失全体では、10.4%、264万円増の2,793万円となっております。

予備費は、前年度当初予算と同額の500万円を計上しております。

次に、分院事業でございます。

恐れ入りますが、先ほどの全員協議会資料にお戻りいただき、25ページをごらんになっていただきたいと思います。分院事業の予定損益計算書でございます。

初めに、業務の予定量でございますが、1日平均患者数は、入院33人、外来220人で、前年度当

初予算と同数を予定しております。延べ患者数で前年度と差が生じているのは、入院は、23年度がうるう年の関係で1日多いことによるもので、外来は、24年度の予定外来診療日数は245日で、1日増加することによるものです。

次に、予定診療単価でございますが、入院は2万9,000円で、前年度当初予算比で1,500円の増、外来は5,200円で200円の減となっております。

これらの予定患者数及び診療単価によります医業収益は、前年度当初予算比で1.4%、930万円増の6億5,664万円となっております。

内訳は、入院収益が5.2%、1,715万円増の3億4,930万円、外来収益が3.3%、959万円減の2億8,028万円、その他医業収益が2,706万円となっております。

救急輪番待機料などの医業外収益は、前年度当初予算比で3%、67万円減の2,176万円。

これらを合わせた分院事業収益は、前年度当初予算比1.3%、862万円増の6億7,841万円となっております。

これに対します費用ですが、医業費用が前年度当初予算比で1.4%、894万円増の6億6,760万円。

主な内容は、給与費が医師1人の増員を予定し、1.1%、534万円増の4億7,115万円。材料費が6%、491万円減の7,683万円。施設の老朽化に伴う修繕費、維持システム更新に伴う賃借料等が増加しております経費が9.9%、795万円増の8,843万円。

雑損失などの医業外費用が1.5%、15万円減の999万円。

これらを合わせた分院事業費用は、前年度当初予算比1.3%、879万円増の6億7,759万円となっており、収支差し引きいたしますと、81万円の経常利益を予定しております。

以上が収益的収支予算の概要でございます。

続いて、資本的収支予算について説明いたします。

恐れ入りますが、資料の21ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず、資本的収入ですが、960万円で、前年度当初予算と同額となっております。内容は、先ほど条例改正で説明いたしましたように、医師研究資金の貸し付けは、千葉県医師確保推進事業としての補助事業であり、24年度は2名分を予定し、事業費1,920万円の2分の1を予算に計上しております。

次に、資本的支出ですが、まず建設工事費3億円ですが、これは、附属看護学校の校舎及び寄宿舎を24年度、25年度の2か年継続事業での建設を予定しており、初年度分を計上しております。

医療機械器具費3億313万円ですが、本院分が2億7,000万円で、分院分が3,312万円となっております。

本院では、本日配付いたしました追加資料2ページに掲げてございます「平成24年度整備予定医療機器」には、1,000万円以上の整備予定機器を記載しておりますが、このほかに1,000万円以下の機器を含め、本院事業費用の中で説明いたしましたリースとあわせて調達しようとするものでございます。

分院では、調剤支援システムなどの購入を予定しております。

備品費1億7,395万円ですが、本院分が1億6,721万円で、厨房機器、医用画像モニターなどの購入を、分院分が657万円で手術室の空調設備更新などを予定しております。

企業債償還金は9億2,839万円で、大部分が新病院建設時に借り入れた企業債の元金返還金でございます。

国県補助金返還金240万円ですが、平成21年度に採用した医師2名に研究資金4年分を貸し付けておりましたが、うち1名が平成22年度末で退職し、貸付金が返還されており、事業年度が終了する24年度末に補助金相当額を県に返還するものです。

長期貸付金2,400万円ですが、これも先ほど条例改正案でも説明申し上げましたように、企業団では、医師及び看護師確保対策として研究資金貸付制度を定めておりますが、24年度はそれぞれ2名分を計上しております。

なお、説明欄に看護師60万円掛ける2名分と記載しておりますが、240万円掛ける2名分の誤りでございます。申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

以上合わせますと、資本的支出の総額は17億3,288万円となり、収支差し引きいたしますと17億2,327万円の不足となります。

この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金12億7,827万円、減債積立金4,500万円、建設改良積立金4億円で補てんしようとするものです。

以上が資本的収支予算の概要でございます。

恐れ入りますが、資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどより下のほうに、「3 主要施策に対する予算」と表示してございます。冒頭にも説明いたしましたが、本予算は、第3次3か年経営計画との整合を図っており、計画に掲げます主要施策に対する予算措置の状況を掲げてございます。

1点目の医療機能の充実では、医師及び看護師の確保に関するもので7項目、6億7,287万円でございます。

下から2番目に、看護師養成奨学金の項目を掲げてあり、説明書きに「他の看護師養成施設へ入学した者にも対象を拡大し」と記載しておりますが、表現が適切ではありませんで、24年度から新たに拡大するものではなく、既に対象を拡大しており、既に10人に奨学金を貸与しております。

2点目の医療サービスの向上では、医療体制充実のための看護師等の増員に加え、安定した設備機能を維持するために、新病院開院時に導入した5台のボイラーのうち2台の更新やCT、集中治療支援システムなどの医療機器更新の3項目で7億3,000万円。

3点目の経営効率化の推進では、未収金の縮減を図るため、未収金管理回収業務委託費の1項目、85万円を計上してございます。

以上が平成24年度予算の説明でございます。

続いて、平成24年度君津中央病院施設整備費負担金、君津中央病院運営費負担金及び君津中央病院附属看護学校運営費負担金について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

かねてから構成市負担金につきましては、構成市の財政状況や病院の経営状況を考慮し、負担金総額の見直しについて、企業団議会よりご要望、ご意見をいただいておりました。これらを受け、企業団で検討した結果、平成24年度の負担金については2億円を減額し、総額13億円の負担をお願いすることといたしました。

負担金の内訳といしましては、負担金一覧表に記載のとおり、本院事業の企業債償還利息分が3億1,033万8,000円、運営費分が8億5,609万8,000円、看護師養成事業の運営費分が1億3,356万4,000円となっております。

構成市別負担額につきましては、企業団規約第11条第1項から第3項までの規定に基づき算出を行いまして、木更津市5億1,329万6,080円、君津市3億6,353万3,522円、富津市2

億2, 359万70円、袖ヶ浦市1億9, 958万328円となっており、2期に分けましてご負担していただこうとするものでございます。

期別の納付期限につきましては、第1期が平成24年8月27日、第2期が平成25年2月25日でお願いしようとするものでございます。

資料の28ページから30ページは、各負担金の負担割表となっており、31ページは、負担金の算出に用います基礎数値でございます。

説明は以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

それでは、何点かお伺いをさせていただきます。ちょっとわからないところがありますんで、よろしくお願いいたします。

まず1点目はですね、21ページ、資本的収支予算の中の建設工事費3億円、これは看護学校の新築のための予算になっておりますけれども、このページでは、個々にいろいろとあって、その額約17億円、これにつきましては、その過年度の留保資金、それと積立金、これを充てるというふうに、ここではなっております。そして、もう一つ表を見ていただきたいのが29ページの4市の負担割合です。ここに建設工事費ということで3億円計上をしております。

私がわからないのは、こういった留保資金を、積立資金を充てると言っているんですけども、なぜ、4市の負担金3億円というのが計上されるのか。これについて、わかりやすい、我々が理解できるような説明をいただきたいというふうに思います。

<議長>

小島財務課長。

<財務課長>

資料の21ページの①番、収支不足額の補てんと書いてある資料でございますが、白坂先生ご指摘のように、看護学校の建設工事費3億円を含めました、その上の資本的収支不足額17億2, 327万9, 000円につきましては、その下の①の表に示しておりますように、損益勘定留保資金12億7, 827万9, 000円と減債積立金4, 500万円、建設改良積立金4億円を取り崩して補てんする予定をしております。

一方で、資料の29ページの表は、本院の運営費を構成市に配賦する計算資料でございます。本院の運営費を構成4市に配賦する計算過程に用いる金額は、上段の表、本院の償還元金から学校の備品費まで資本的支出として当該年度に予算計上した金額を用いて計算しておりますが、本院運営費は、資本的収入に繰り入れるのではなく、収益的収入として繰り入れておりますので、学校建設工事費、こちら3億円を計算過程には用いてございますが、実際には本院運営費は収益的収入として繰り入れておりますので、学校建設工事費に構成市負担金を充当しているわけではありません。

以上でございます。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

4市の負担金が収益的収支の中に入っていますと。それは理解をします。じゃ、その収益的収支の中に入っているんですけども、それがなぜ、この積立金だとか留保資金とつながるんですか。そこがちょっとよくわからないんですけどね。

積立金、留保資金というのは、これまでのたまってきたお金じゃないんですか。今回新たに入れる、その十何億という金額とはまた別途のものだと私は理解しているんですけども、これがなぜつながるのか、説明してもらえますか。

＜議長＞

小島財務課長。

＜財務課長＞

留保資金あるいは減債積立金、建設改良積立金については、まず留保資金につきましては、これは収益的費用のほうで減債償却費を費用化してあるわけなんですが、実際には、これらの費用につきましては、現金の支出を伴わない費用でございますので、その減債償却費相当額については内部に留保しまして、このような形で損益勘定留保資金として管理しているわけでございます。

先ほど29ページの資料が、収益的収入として繰り入れているという説明をいたしましたが、21ページの上の表の資本的収入の部分を見ていただければわかると思うんですが、こちらには構成市負担金を一切繰り入れてございませんので、この17億円の補てんには構成市負担金は使っておりませんで、資料の18ページの収益的収入、本院事業収益の下から2つ目のところに負担金交付金という科目がございまして、その説明欄に構成市負担金11億6,643万6,000円と記載してございますが、これが27ページの表の本院事業と書いてございます償還利息3億1,033万8,000円と運営費8億5,609万8,000円の合計額でございまして、先ほども説明いたしましたが、29ページで資本的収支予算に計上いたしました費用について、計算過程に用いておりますが、それで計算した本院運営費につきましては、4条予算に繰り入れるのではなく、3条予算の収益的収入として、本院事業収益の中に繰り入れているということでございます。

以上でございます。

＜議長＞

白坂議員。

＜2番 白坂英義議員＞

今聞いてもよくわからないんですね。3億円が資本的収支の中に入っているというのは理解をしています。その収益的収支に負担金ということで入っているんですけども、これがなぜ、補てんされる留保資金だとか、個々の基金の中に当てはまって拠出しているのかというのがよく理解できないんですね。これ、私がちょっと頭、悪いせいかと思うんですけども、これはまた後ほどじっくり教えていただきたいというふうに思います。ちょっと聞いてもよくわからないんで。

それでは次に、29ページの表なんですけれども、これがよく理解できていないんですね。構成市の負担金というのは13億円だということで、27ページですかね——の表でわかります。その13億円を求めるための表、出すための表だと思うんですけども、ずっと計算していくって、4市の負担金は総額で17億円になりますと、計算上ですね。そして負担、純計算したら17億円になりますけれども、実際13億円が負担金ですので、それをどうにかして、計算上でプラス・マイナス・ゼロにしていると。ここで出てきているのは運営費調整分というところで調整をしています。こういった表をつくってまで、13億円という額を設定しなければならないのかというのが、よく理解できないんですね。簡単に27ページの表で私はいいのないかなというふうに思うんですね。

そこで、よくわからないんですけれども、この運営費調整分、これについて少し説明をいただきたいと思います。

<議長>

小島財務課長。

<財務課長>

申しわけございませんが、資料の27ページをごらんになっていただきたいと思います。

当企業団の場合、構成市からの負担金につきましては、上の表、一番右側の列にあります総額、24年度で見ますと13億円という金額がまず決定いたします。次に、本院の償還利息分と看護学校運営費分を充当して、残高が本院運営費となるわけです。24年度の場合は8億5,600万円ということになるわけなんですが、この金額を構成市に配賦するために、29ページの表を作成するわけなんですが、先ほども申しましたように、本院の運営費充当額が8億5,600万円ということでございますが、この計算過程に用います本院の償還元金分から看護学校の備品分まで合わせますと17億500万円になるわけなんですが、これをそのまま構成市負担金として病院のほうへ繰り入れができるのであれば、運営費調整分という欄は必要なくなるわけなんですが、13億円という負担金の上限がございますので、どうしても本院運営費として繰り入れられる額が8億5,600万円ということになりますので、それるために、運営費調整分という欄を設けまして、積み上げた17億円から8億5,200万円を減額して、8億5,600万円にするという調整をさせていただいているわけでございます。

以上でございます。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

調整する意味がちょっとよくわからないんですけれども、それでは、ここに出ています調整金額というのがあるんですけども、これについてはどういった割合でこの金額を決めているのか、お伺いします。

<議長>

小島財務課長。

<財務課長>

まず、29ページの上の表で、本院の償還元金から看護学校の備品までありますが、まず本院の償還元金につきましては、規約の別表第3を適用させます。それから、その右へ移動してきて、学校の建設工事費につきましては別表第2でございます。医療機械備品費に行きまして、本院は別表3でございます。分院は別表第4でございます。看護学校の備品は別表第2でございます。これらを積み上げまして、17億円という計算をいたしまして、それぞれの表を適用して、構成4市に、この計(A)という欄の額をまず一たん計算いたします。この繰り入れられる運営費分との差額をまず求めますが、この調整減額につきましては、17億円に対する、それぞれの本院の償還元金とか看護学校の建設工事費とか、それぞれの率を求めまして、調整減額分をまず一たん案分して、それぞれに当てはめます。それぞれの、最初、積み上げる段階で適用させました表に基づいて減額額も算出いたしまして、この運営費調整分としております。

以上でございます。

<議長>

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

この割合につきましては、わかりました。

そこで、ここで私のお願いというかですね、なるんすけれども、昨年6月から私、この議会に入らせていただいているんですけども、29ページにある、この表はですね、ちょっと何か我々の頭の中、こんぐらかしているのかなというふうに思っています。4市の負担金が13億円であるならば、もうこれを単純にわかりやすく、11条の1、2のこの計算で単純に計算して割り当てたほうが、私は、皆さん、わかるのじやないかなと。なぜ、17億円という金額を出して、わざわざ調整分、これで減額をして、そういう調整をしなければならないのかということで、13億円を単純に、各市の今、11条で規約で決まっています、その割合で割り当てをして負担をお願いしたほうが、各市ですね、皆さん、わかるのじやないかなというふうに思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

<議長>

ほかにございませんか。

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

それでは、私から何点か、ちょっと説明が多岐にわたっていることですから、分けてお聞きいたします。

全員協議会資料の18ページの下段、①本院に関して、ここに書いてありますように、入院収益に関してをお聞きしたいと思います。

まず、ここの一般病床の増床なんですが、今現在何床あって、幾らふやしたいのか、まず。

それとですね、その横にあります、患者数を確保するに当たって看護師を確保するんだと。その看護師さんの確保というのは、何名のことを言っているのか、まずお聞きします。

<議長>

小島財務課長。

<財務課長>

まず1点目の一般病床の増床でございますが、現在、一般病床は当院の場合629床でございますが、これを637床に増床する予定をしております。内容は、結核病床が現在26床ございますが、このうち8床を一般病床に転用する予定をしてございます。

それから、看護師の増員予定でございますが、看護師につきましては予算上は33名の増員を予定しております。

以上でございます。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

じゃ、一般病床はプラス8ということですね。看護師さんが33名。それであれば、次のページの20ページの上段ですが、①の給与費の中で「現在休止している病床を稼働させる」、こう書いております。これについてご説明願います。

<議長>

小島財務課長。

<財務課長>

現在、診療報酬上の施設基準を取得しておりますが、各病床種別によりまして、看護師の配置基準が定められておりますが、当院は現在のところ、一般病床のうち15床とICU病床6床が、看護師が確保できないために稼働できません。看護師の増員を図りまして、この現在休止している病床を稼動させ、入院患者の確保を図りたいと考えております。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

それでは、現在休止している病床は15床と6床で合わせて21床ということでよろしいですね。はい、わかりました。

それじゃですね、次に23ページの一番下、(3)の経営効率化の推進についてお聞きいたします。

未収金対策の強化ということなんですが、未収金管理回収業務の委託で85万5,000円という予算を計上しております。下のほうに、24年度不納欠損処理予定分1,109万6,000円という金額でございますが、そもそも中央病院の未収金というのは今現在幾らあるのか、教えてください。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

23年12月現在の患者負担の未収金につきましては、1億3,465万3,616円ということになります。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

今現在1億3,000万円強あるということでございますが、それでは、今、中央病院のこの未収金対策の強化ということで、今現在、国保の保険料の滞納者の割合は過去最悪というふうに聞いております。そういった中では、どのように未収金の回収を行っておるのか、方法ですね。それとあと、回収の努力はどのような努力をしているのか、その点をお聞きします。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

未収金の回収の対策につきましては、毎年度いろいろスタッフも研究して、いろいろ取り組んでいるところなんですが、昨年度、22年度におきましては、未収金の相談コーナーですね、支払いの相談コーナーというものを医事課の横のところに設置して、あと専任者を配置して取り組みました。そのほか、未収金の訪問徴収ですね、直接お宅に伺って集金の回収するようにとか、あと、未収金につきましては、未収金の発生と回収、2方面に分けて対応しております。特に発生防止につきましては、事前に患者様の情報を入手して、その支払いについてのご相談をするというような対策をしてまいりました。回収につきましては、訪問徴収とか、そういったところもしているんですが、なかなか効果が上がらないということがありますので、来年度につきましては、職員が対応する中で、悪質なケースだったりとか、住所がわからなかつたりですとか、ありますので、この辺を回収の業務を委託することを今予定しております。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

今の回答じや、なかなかですね、委託のほうに今、重きを置いているという感じが強く受けとめたわけなんですけれども、それじやですね、もう少し、未収の主な理由というんですか、それと、回収努力で訪問をしているという話なんだけれども、よく我々議会の中でですね、税金の未収で催告しているんですね。そこら辺のところは、電話なり文書なり、そういうところはないのかというのと、回収方法で、相談窓口を設置したということもあるんですけども、例えば患者さん、未収金の患者のリストをつくったりとか、あるいはマニュアルをつくったりとか、そこら辺の努力はされてないのかどうか。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

未収金の発生の主な原因の一番多い、これは外傷の患者様なんですが、保険に加入してない方とか、そういった方が最近はかなり多くて、その分が以前と比べてふえてきております。

あと、督促の状況なんですが、これは文書にて、文書で直接郵送をしたり、それを繰り返し行っていることも対応しております。

あと、未収金の患者様の台帳なんですが、これにつきましては、リストを作成して管理をしております。監査委員のほうからのご指摘の中にも、その原因とかですね、その辺の、ただ金額の管理をするということではなく、その状況とかも管理するようにということで、昨年の8月から、そういった項目を追加して管理しているところでございます。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

私、今、ここに厚生労働省の資料をインターネットで出して見ているんですけども、平均の年度未収金額、総額は約5,000万円だそうです。裁判所の調停に至るのは10%以下と書いてあります。そういったところでは、今のご答弁だと非常に甘いのかなという思いが強くしておるんですよ。

先ほど理由を聞いたときに、生活に困って、支払い資力がないという方もおるんですけども、逆に、払えるんだけども、支払う意思がないという方についても、同じぐらいの率でいらっしゃる。本当に、払えないのにと、払えるのというのが拮抗しているというのが非常に驚きなんですよ。

そういった中ではもう少しですね、この1億3,000万円強という未収金があるわけですから、この24年度不納欠損処理予定分1,100万円という金額の出した根拠というのがよくわかんないんですけども、回収率22%、成功報酬を回収額の35%見込んでいると。ここら辺はもっともっと率を高くするべきではないのかなと思うんですが、ちょっと考え方というか、見解をお願いいたします。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

24年度の不納欠損処理予定額1,196万円につきましては、医療費の請求の時効が民法の適用で一応3年となっておりますので、こここの24年度の不納欠損予定分というのは平成21年度分に発生した未収金の額でございます。

その中で回収率22%というのは、今回、未収金の回収業務を委託した場合、今、検討しているとこ

ろが法律事務所に委託をして回収を進めようとするものなんですが、そこの実績というのが回収率22%ということで、このような率を設定いたしました。

成功報酬の35%というのは、ここでの予算で上げてある85万5,000円というのは、回収ができるものの金額のその35%が成功報酬として業者に支払われるということで、35%という数字をこのところで出しております。

以上です。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

時効が3年ということでございますので、たとえが悪いかもしないけれども、給食費が未払い時効が5年なんですよね。そういった方も相当数、いろんな手を使って回収に回っているわけなんですよ、教育委員会等々。まして時効が3年ということは、すぐ終わっちゃいますんで、ここはもう少ししっかりと取り立ててというのは、きついかもしないんですけれども、やっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

<議長>

ほかにございますか。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

22ページになりますが、主要施策に対する予算の中の（1）の医療機能の充実、①人材の充足という項がありますが、ここに6項目入っております。先ほど議論がありました医師・看護師研究資金貸し付けを初めとして、いろんなものが入っておりますが、その中の医師紹介手数料、これが1,397万円、3名を予定として入っておりますが、1人に換算すると465万円。この人材紹介業者というのはどんな業者なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

<議長>

斎藤経営企画課長。

<経営企画課長>

医師・看護師の人材を紹介してくれる業者なんですが、それぞれ人材業者で、今現在、病院としましては、こちらのほうにアクセスがあるものとしまして、医師の分で7社、それから看護師の分としましては12社ほど、こちらのほうに届くというわけではないですが、紹介のほうは来ております。これらの業者につきましては、それぞれ紹介等を、業者のほうで必要な医師といいますか、どちらのほうを探してきていただいて、こちらに紹介をしてもらうというような形で現在とっております。その紹介のほうをしていただいてから契約のほうをするわけですが、業者のほうとしましては、大体、東京、それから大阪等ですね、どちらのほうの業者のほうが、こちら、病院のほうにアクセスしております。

以上です。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

病院のほうへと連絡をいただけるのが医師の関係、看護師の関係で十数社になるんですかね、あるというお話をございましたけれども、この紹介業者の紹介というものは、必要な医師の数だとか、また優

秀な医師、こういったものを確保する手段として適切な業者なのか、そのあたり、もう少し詳しくお話しいただけたらと思いますが。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

紹介に当たりまして、適切なのかどうかということなんですが、こちらもいろいろ会社のほうの実績等を踏まえまして、こちらに紹介していただくような形をとっております。

ちなみに、実績のほうなんですが、紹介していただきましたのは過去2人ほどいらっしゃいます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今、実績の数が過去2人あるということでございましたけれども、私が今まで自分の知識の中では、医師の確保につきましては、ここにもありますが、大学医局との連携、こういったものの強化の中とか、それから募集のパンフレット作成、こういったものを呼びかける。それから、先ほどの医師・看護師の研究資金貸し付け、いろいろなこういうものの中で、医師や看護師の確保というものがされてきていたのかなというふうに思います。

そして、この紹介手数料が1人465万円ぐらいになると思うんですね、これ、3人で割った場合に。かなり高いように感じますが、この金額についていかがでしょうか。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

こちらの報酬としましては、予算上、年収を医師の場合、1人1,500万円。その年収の20%を報酬として予算計上しております。そして、こちらのほうが900万円ということで、3名分、24年度につきましては計上しております。

看護師につきましては、年収を600万円としまして、同じく20%の報酬で1名を計上しております。

以上でございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

いずれの形で医師や看護師の確保が図られたとしても、病院の経営につきまして有効のものであればいいかと思います。そういったことで、いろんな形をとりながら、医師や看護師の確保に図っていただきたいなと思います。

それからもう一点お伺いいたしますが、23ページの(2)の医療サービスの向上というのがあります。この①の体制の充実、ここに休止病床の再稼働、これは先ほど質問が出ておりました。それからその次に、退院及び退院後の支援態勢の充実を図るというものがございます。これが3か年の計画の中にも、回復期のリハビリテーションだとか、そういった施設の設置、これは新規事業で入っておりますが、こういったものがここに入っているのかどうか。その支援体制の内容をお話しいただければと思いますが、よろしくお願いします。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

こちらは、先ほどの補助金関係の補正関係での説明と重複しますが、退院患者のコーディネーター事業という部分もありまして、退院促進に向けた業務でございます。その業務担当はMSWでございます。

(「ソーシャルワーカー」の声あり)

メディカルソーシャルワーカーで、その職員を確保しているということでございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

退院をした後に、どんな体制で支援していくかということだと思いますけれども、今、入院されて退院する日数、意外に早い方が多いように感じますので、その辺の支援体制はこれからさらに必要になってくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいなと思っております。

それからもう一点なんですがね、ここにある問題ではないんですが、医療サービスという中で聞いていいかどうか、ちょっとわかりませんが、中央病院にかかった患者さんからの声が一つあります、こちらでかかっていた診療科がありまして、そこにかかって、それから来たついでだということで、今までかかっていない科にかかりたいということでお話を申し上げたところが、紹介状がないと診られないというふうに言われたんだそうでございます。

これは4市にかかわる市民でございますので、その方が、4市で負担金を出しているにもかかわらず、紹介状がなければ診られないというのは、どういうことなのかなということで相談があったんですが、そのあたりはどんな理由でこういう形になるのかをご説明いただければと思います。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

原則的には紹介状がなくても診療はできるということになっておりますが、一部の科によっては医師の数が少なかつたりとか、手術の件数が、この地域に同じような診療科がなくて、うちの病院へ手術の患者が集中しているような、診療科でいいますと眼科、あと医師の常勤医がいない泌尿器科につきましては、紹介状がないこともありますが、受け切れないという状況が今、発生しておりますので、そういう意味で紹介状をお持ちの方を対象に診察しているという診療科も一部あります。

以上です。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今いろんな科があるかと思いますけれども、この人のお話によりますと、初診料といいますかね、初診料というような形のことでお支払いをいただければ見ることができますよというお話があつたそうです。領収書の枠外に保険外検診とかという、何かこういう文字が書かれていたということなんですが、このあたりがちょっとわからないんで、説明いただきたいと思います。

<議長>

池田医事課長。

<医事課長>

保険外併用療養費につきましては、初診時特定療養費制度というものがありますて、これにつきまし

では、初診に関する療養費制度について、200床以上の病院に対して、この制度ができたのは平成8年4月、健康保険法の改正によって、目的としては、地域の診療所と病院との医療連携と、あと機能分担を推進するために、このような制度ができております。

どういった場合に算定しますかというと、この内容につきましては、君津中央病院企業団病院事業料金徴収規程によって、他の医療保険から紹介状をお持ちでない方の初診の患者様に対して、現在は2,100円を初診時特定療養費として徴収しているところです。

以上です。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今、説明がございましたように、確かに2,100円をお支払いになったということだったです。ただ、市民の皆様方が、病院の方はね、いろんなことがわかっているかと思いますが、ここに来る患者さんにしてみれば、いろんな、そういう細かいことまではわからない、こういった状況で病院を訪れるんだと思います。そういった中で、できるだけ親切に説明をいただきくなり、または診ていただけるような方向に進めていただくというのが、私たちの立場からしますと、いいのかなというふうに思いますので、そのあたりをお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

<議長>

ほかにございますか。

武次議員。

<6番 武次治幸議員>

追加資料の中の2ページで、整備予定医療機器の定価と参考価格とあるんですけども、例えば10番のCTの関係ですけども、定価が77億円ですか、それで参考価格が2億1,000万円というのは、これは実際購入のときは2億1,000万円で購入されるのかということで、1点目です。

それで、もしそれで購入すると、なんでこんなに定価と参考価格の差があるのかというのが2点目。

それから、先ほど、何ですか、PETですか、それを今度導入はしないのか、それが3点目です。

以上です。

<議長>

答弁をお願いします。

高橋管財課長。

<管財課長>

10番のCTの2億1,000万円という金額でございますけど、この金額で買うかどうか、入札ですので、このくらいの金額、これ以下になるというふうに見込んでおるところでございます。

PET - CTにつきましては、今年度予算で契約をしております。導入は3月末に完成する予定ですので、4月から稼働ということでございます。

以上です。

<議長>

武次議員。

<6番 武次治幸議員>

定価と参考価格でこんなに差があるというのは、どういう理由でしょうか。それをちょっと教えてください。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

定価につきましては、病院側が設定するものではありませんで、よくわかりませんけど、レントゲン機械につきましては割引率がかなり、定価から見ると割引率が多うございます。

以上でございます。

<議長>

武次議員。

<6番 武次治幸議員>

よく役所なんかでもですね、ITを導入するときに、例えばすごい低入札というか、低価格でとると、あとその機械をずっと使うというケースがあるんですね。それと、ちょっと同じようなケースなんでしょうか。

<議長>

高橋管財課長。

<管財課長>

機種を入れかえすれば、東芝じゃなくなりますので、ずっと永久的に東芝がCTが入っているわけではございません。

<議長>

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございます。

次に、議題の2、月次決算についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小島財務課長。

<財務課長>

それでは、12月末現在の月次決算についてご説明申し上げます。

まず、本院から説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の32ページをごらんになっていただきたいと思います。

入院、外来の業務量でございます。各数値とも上段が昨年度、下段が本年度となっております。

初めに、上の表、入院の状況でございます。12月の平均患者数は1日平均で576人と、予算の予定数を6人上回る結果となりました。累計では572人で、予算の予定数を2人上回っており、前年度と比較いたしますと13人の増となっております。入院収益は10億1,071万円となり、予算比で2,498万円、前年度比で5,408万円の増収となっております。

次に、中段の表、外来の状況でございます。12月の平均患者数は1日平均で1,255人と、入院同様、予算を上回る結果となりました。累計では1,177人で、予算には達しておりません。しかしながら、外来収益は3億379万円で、予算比で2,367万円、前年度比で1,993万円の増収となっております。

一方、費用でございます。資料の33ページをごらんいただきたいと思います。

表の中ほどに、本院事業費用とありますが、14億5,834万円で、前年度比では7,677万円の増となっておりますが、予算比では316万円の減となっております。

給与費の増加は、昨年度より職員数が増加していること。

材料費の増加は、薬品費では抗がん剤の使用量の増加、診療材料費では、先ほど補正予算でも説明いたしましたが、内視鏡検査や心臓の検査・治療で使用する材料の増加などによるものです。

経費の増加は、建物附属設備と医療機械の修繕費が増加していることによるものです。

以上の状況によりまして、12月は9, 499万円の経常利益でございます。

これに看護師養成事業を加えますと、12月は8, 721万円の純利益、累計では5億2, 849万円の純利益でございます。

続きまして、分院でございます。資料の36ページをごらんいただきたいと思います。

12月の業務量でございますが、入院患者数は1日で平均32人、予算に対し、1人減となりました。外来患者数は1日平均227人で、予算を7人上回る結果となりました。

分院事業収益は5, 260万円で、前年度比で204万円、予算比で321万円ほど減収となりました。

一方、分院事業費用は5, 137万円で、前年度比で99万円、予算比で435万円ほど下回り、12月は122万円の純利益となりました。

12月までの累計では639万円の純利益となっておりますが、患者数の減少により、前年度比では1, 557万円の減益となっております。

企業団全体の12月末の累計は5億3, 489万円の純利益となっております。

説明は以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、次に、議題の3、君津中央病院企業団第3次3か年経営計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

斎藤経営企画課長。

<経営企画課長>

第3次3か年経営計画につきましては、昨年12月の企業団議会全員協議会におきまして、原案のほうを説明、報告のほうをさせていただいております。これまで全員協議会等において要望事項、ご意見などをいただき、それを踏まえまして企業団内で協議しました結果、計画の一部を変更しておりますので、本日はその部分につきましてご説明をいたします。

資料につきましては、別冊の第3次3か年経営計画でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページの中段より下、項目3、未収金対策の強化でございます。その施策の主旨の下の表をお願いいたします。(1)未収金回収の強化の目標欄ですが、原案の段階では、未収金の縮減、特別損失の減少としておりましたが、今回、「20年度から22年度の年度平均回収率53%に対し、段階的な回収率の向上」としました。右隣の実施年度の矢印の下のほうに、年度ごとの目標の回収率を平成24年度56%、25年度58%、26年度60%といたしました。

その下の(2)患者情報共有化の推進の目標欄ですが、原案の段階では、未収金発生の防止としておりましたが、今回、未収金発生の防止、括弧で「20年度から22年度の医業収益に対する未収金発生

率1. 19%に対し、発生率を1%以内に抑制」と、括弧内の部分を追加しております。

右隣の実施年度の矢印の下のほうに、各年度ごとに、各年度ともですが、「医業収益の1%以内に抑制」と新たに入れております。

次に、隣の13ページ、上のほうの投資額の表をごらんください。

表の中央部です。ローマ数字のII、医療サービスの向上、すぐ下の行ですが、2、施設機能の維持の中の（3）医療機器の更新、その2段目ですが、CT（2台）とございます。その右の欄、24年度の投資額ですが、原案の段階では1億6, 275万円としておりましたが、これを2億1, 000万円といたします。それから、下から2行目です。同じ表の下から2行目、その他医療機器の更新の24年度の投資額を2億3, 825万円から1億9, 100万円と修正いたします。

この金額の修正にしましては、導入予定のCT2台のうちの1台をグレードアップしまして、その増額分をその他医療機器の更新のほうから減額しております。したがいまして、年度ごとの合計額、全体の合計額のほうには変更のほうはございません。

このCTを1台グレードアップすることによりまして、最新の医療機器での高度な診断や検査、治療等を行えるようになります。より一層の医療サービスの向上を図れるものと期待しております。

18ページをお願いいたします。

18ページの計画の点検、評価、公表ですが、本計画は、地域や関係機関の方々に広く君津中央病院企業団の使命や役割を理解してもらうために、公表することにいたします。また、その達成状況を年1回、経営改革委員会に報告しまして、その点検・評価を受け、その結果を病院のウェブサイトへの掲載により公表いたします。

また、計画の達成が著しく困難な状況が判明した場合、計画のほうを見直すこといたします。

以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

3か年計画、前回も質問しました。幾つか改善されて、非常によかったです。特に、年1回の点検、評価、そして公表するというところが非常にいいかなと思います。

それを踏まえて、8ページでございます。何と言っても人材の充足というのが非常に大事なことであるというふうに思います。その中で、括弧1, 2, 3、医師、看護師、技士、この確保なんですが、まずは現状の人数と、そしてできれば24、25、26年度に確保するという具体的な目標があれば、お願いいたします。

<議長>

山崎総務課長。

<総務課長>

まず、職員の当初予算の人数でございますが、総数で平成23年度が890人、24年度予算が932人、それから……

（「別々だよ、医師、看護師、技士」の声あり）

全体の数字を申し上げますと、890人から932人ということで、42人ふやしております。そのうちの内訳は医師2名と看護職員29名、それから医療技術員8名と事務職となります。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

私が質問したのをもう一度繰り返します。医師何名、看護師何名、技士何名。今、答弁でトータル42名ということを答弁なさったんですけれども、それについて、現状が何人で、今後何人にしたいというところをお願いいたします。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

医師につきましては、平成23年4月1日現在で152名でございます。また、平成24年1月現在、中の出入り等が若干ございますが、人数としましては152名を維持してございます。

あと、質問のほうにございましたが、平成24年、25年、26年度においての医師の確保の目標ではございますが、なかなかこちらのほう、数字のほうを入れられないという状況がございまして、できることであれば、ここに目標にも掲げてございますが、泌尿器科等、現在不足している医療の部分を提供できるように努力してまいりたいと思っております。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

ですから、私、言ったのは、公表しますんでね、一般市民の方も非常に、このところが一番興味というか、関心のあるところであるというふうに思います。それで、今、医師の現状が152名いると言いましたね。それじゃ、看護師は何名一最低限、現状は把握していないと困りますよね。そういう中では、まずは現状を教えてください。

目標の泌尿器科あるいはそれぞれの科、感染症科の常勤医師の確保というふうに、この目標で書いてあります。今現在ですね、それじゃ、君津中央病院というのは、科の数というのは何科あるのか、それもあわせて教えてください。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

看護師の人数について、先にお答えしたいと思います。現在、看護師は569名でございます。24年度は598名を目標としております。

看護師は、医師も含めてそうですけども、先ほども説明申し上げました稼働していない病床がありますので、そちらの部分を目指していきたいと思いますが、看護師に関しては施設基準上、やはりどうしても施設基準によってですね、今7対1という看護基準をとっていますが、今後さらに5対1とかということに発展していく可能性もありますので、そちらに関しては、現在、3年後の数値というのはすぐに出せないんですが、現時点で不足している数と申し上げると、あと50から60名は必要だというふうに判断しています。

(「あと標榜」の声あり)

<議長>

答弁はいいですか。

<総務課長>

もう一点、現在、診療科の標榜科目は29科目でございます。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

何か、小出しに出されても困るんですけれども、現状の数が何名で、目標というところで、非常にですね、ここら辺のところ、先ほど、科についてもですね、中央病院は29科あると。ちょっと診療科別というか、インターネットで調べたら32科あるんですね、これ。残り3科は何が足りないんだろうと思うんですけども、そういう中では、中央病院というのは本当にすべての科に対して対応できて、しっかりととした24時間というか、3次病院で位置づけてほしいなという思いもあります。

もう一度聞きます。それじゃ、技士は何名ですか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

技士である医療技術員の数は、現在、医療助手も含めて158名でございます。平成24年度は170名を予定しております。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

私が聞いたのは、そのとおりなんですよ。今現在、技士でいうと158名います。そして170名を目標としているんだ。それであれば、医師、看護師だって、現在152名のところを、例えば170名とか、あるいは看護師569名のところを600名を目標にしているんだ。あくまでも目標ですから、現実問題として、その結果どうなろう……、どうなろうって、あれですけども、結果ですから。そういうところをですね、やはり、私、聞きたいのは、その意欲なんですよ。3年計画、第3次3か年計画といったら、どこを中心といふか、重点を置いて目標を掲げて、それに対してやっていくのかと。何も具体的な目標がなかったら、皆さん、お医者さんだって、看護師さんだって、やる気というか、ないじゃないですか。

先ほど言っていた企業団の補助金というか、それについてたって、私の個人的な考えとしては、13億円が15億円になっても、20億円になっても、極端な話なんですけれども、それは必要があれば、それで結構だと思います。そういうところで、もう少し企業団としての具体的な経営計画を示していただきたいというふうに思います。

<議長>

ほかにございますか。

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

今の質問を聞いておりまして、ちょっとよくわかんなかったんですが、24年度の事業会計の予算明細書というのがあるんですが、ここの31ページ、ここに本院の事業費用というのがあって、その中に医師の数だとか看護師の数、技術職員の数、それから38ページに分院の医師の数等々がここに入っていますよね。この数を足したものが医師の数、看護師の数、技術員の数ということでおろしいですか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

先ほど、医師の数が152名と説明いたしましたが、24年度の医師は、正規職員が97名ということと、その次のページ、33ページの一番上のはうにあります、臨時職員である臨床研修医を含めると158名という状況でございます。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

じゃ、今の数に分院は含まれないということで、別枠になるんですか、これは

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

分院のはうは別枠になります、資料の予算明細書の38ページにございますが、医師は5名を予定しております。

<議長>

いいですか。鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

第3次3か年計画の8ページのところの、先ほどの質問が出ておりましたところの（1）の医師の確保の推進のところに、これは本院も分院も合わせたものが入ってくるほうがわかりがいいように思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

こちら、医師の確保の推進でございますが、こちらのはうは本院、分院とともに、こちらのはう、目標としますが、取り組みの内容等は課題でございます。

<議長>

ほかにございますか。

三宅議員。

<4番 三宅良一議員>

この際、1点お伺いします。提案というか、要望というかですね。10ページ、体制の充実等なんですが、1つはですね、ぜひお願いたいのは、アレルギー科設置についてということで、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけど。

ご存じのように、現在、アレルギー症状が体にあらわれて本当に悩む人が急増しているということは、ご存じのとおりですけども、これに対抗してですね、アレルギー科が新設されている県もあると。その結果、数多くの人々がアレルギー科に通院していると聞いております。中央病院でも、アレルギー科設置やアレルギー専門医の要請についてのお考えをぜひお伺いします。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

アレルギー科に関しましては、当院では膠原病外来という名前で、科ではなくて、外来の名前で診療しております。残念ながら、まだ常勤医はいただけておりませんで、千葉大は、大きな内科、第二内科

というところで、ずっとやっておったんですけども、数年前に膠原病科というものを病院のほうで独立させ、その基礎の膠原病関係の免疫関係の教授がその診療科を引き取って、独立した講座になりました。教授のほうにお願いに伺いましたり、その前からパートの先生で週2回ほど診療を開始していただいているわけですから、そちらも介して、今後、常勤医がいただけるようにお願いしているところです。

ただ、現状で週に2日なんすけれども、やはりかなり患者様が多くて、夕方までかかる日が結構ございまして、なかなか現状のパートの先生では賄い切れない可能性が高いものですから、増員をお願いしながら今に至っております。常勤医を希望しておりますので、その科が成熟してまいりまして、人数がふえれば、恐らく常勤医を派遣してくださるんじやないかと期待しております。

<議長>

三宅議員。

<4番 三宅良一議員>

もうご存じのように、この時期になりますと、どうしても警戒を始める人が多い花粉症も一つありますし、特にスギ花粉症の患者が圧倒的に多いということで、現在2,000万人ぐらいの患者がいるんではないかと言われているということで、二十代前半では9割近くが既に発症しているか、アレルギー予備軍であるということで言われております。先ほど言われたように、本当に少ないということは、アレルギー科は全国で240か所、約3%にも満たないという話も聞いております。ぜひ設置に向けた、またそういう専門医の要請を、ぜひ提案をいたしまして、要望しまして、質問を終わります。

(「もう一点聞かせていただきます」の声あり)

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

8ページの不足する医療機能の充足というところで、9ページのほうにまたがってきておりますが、(2)の診療棟の増築、これは新規事業で入っておりますね。これには、需要に対応する医療提供体制の確立、それからもう一つ、災害拠点病院としての施設強化、こういうのが一つ入っております。それから、その下のほうに3番目に新たな医療機能の拡充の中に、(3)の介護老人保健施設の設置、回復期リハビリテーション施設の設置、それから手術部門の拡張ということで新規事業が入っておりますが、この内容的なものを、わかる範囲で結構でございますので、お聞かせをいただきたいなと思います。

<議長>

齋藤経営企画課長。

<経営企画課長>

まず、9ページの診療棟増築でございますが、こちらのほうにつきましては、この計画を策定に当たりまして、各科のほうにヒアリング等を行いまして、外来部門のほうが少し狭いといいますか、ということもありますし、外来部門の拡張等をこちら、図ろうとしているものでございます。内容としましては、ただいま本館のほうにあります図書室等を、こちらの新設します診療棟のほうに移動しまして、将来の手術室等の増室を図りまして、手術の待ち期間等の短縮を図ろうと考えております。

また、昨年3月の災害等を踏まえまして、災害時トリアージセンターの確保のほうを、こちらのほうを1階といいますか——規模としましては現在3階建てを考えている状況ではございますが、その1階部分に災害時のトリアージセンターのほうを確保したいと考えております。

それから、下のほうの介護老人保健施設の設置ですが、計画におきましては、平成24年度に方針のほうを策定ということにしております。こちらのほうは、地域のニーズ等を踏まえまして、介護老人保

健施設を君津中央病院企業団のほうで設置すべきかどうか、そちらのほうの話し合いといいますか、協議のほうを平成24年度に進める予定でございます。

また、回復期リハビリテーション施設のほうですが、こちらのほうは計画では平成25年度に方針を策定しようとしております。こちらのほうは、千葉県の保健医療計画のほうの増床計画等もございますので、そちらの計画を踏まえまして、また、この君津医療圏で回復期リハビリテーションの施設のほう、何十床が設置されるという情報も平成24年度ございますので、そちらのほうも踏まえまして平成25年度に、企業団としまして回復期リハビリテーション施設のほうを設置すべきかどうかというところを、方針を策定したいと考えております。

以上です。

<議長>

鈴木議員。

<8番 鈴木幹雄議員>

ただいまのご答弁いただきました回復期のリハビリテーションの施設、これ、何か聞くところによりますと、さつき台のほうに平成24年ということで、ちょっと話を聞いたんですが、それは間違いないでしょうか。

<議長>

斎藤経営企画課長。

<経営企画課長>

我々の把握している情報の中では、そのように伺っております。

<8番 鈴木幹雄議員>

はい、ありがとうございました。

<議長>

いいですか。ほかにないようでございますので……

(「すみません。1点、いいですか、確認」の声あり)

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

先ほど来、議事録に残りますから、数字のほうだけ、ちょっときちんと確認しておきたいと思います。別冊でですね、平成24年度君津中央病院企業団病院事業会計予算明細書という別冊があります。その31ページに、先ほどの本院の医師、看護師、技術員の人数が載っています。さらに38ページに分院の医師、看護師、技士の人数が載っております。先ほど答弁いただいた人数、これを足すと合わないんですが、どちらが正しいですか。

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

ただいま、議員が指摘されました数字は、いわゆる正規職員の数字でございます。33ページですね、ごらんいただきたいと思いますが、本院の予算科目の賃金のところ、一番上、診療業務ということで、臨床研修医、こちらが61名を予定しております。こちらは正規職員ではなく、臨時職員の扱いになっておりますので、正規職員としての数字は、先ほどの97名になります。

<議長>

鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

私の言ったのは、33ページではなくて、31ページ、本院事業費用の中に24年度、医師95人、歯科医師2人、看護師574人、准看護師7人、看護助手17人、技術職員149人、出てますよね。38ページに分院の同じ人数が載っています。その人数と、先ほど言いました医師が152名、看護師が569名。医師が158名と、足したら人数が違いますが、どちらが正解ですか、聞いてます。

(発言する者あり)

どちらかだけでいいんですよ。

<議長>

答弁をお願いします。

山㟢総務課長。

<総務課長>

本院の医師数につきましては、先ほど158名と申し上げたのは、こちらのほうの臨時職員である臨床研修医の数を入れた数を申し上げた数字でございまして、医師の正規職員は24年度、正しいのは97名という数字でございます。

(発言する者あり)

<議長>

山㟢総務課長。

<総務課長>

正規職員は31ページの数でございます。

<議長>

いいですか。鴨下議員。

<5番 鴨下四十八議員>

それじゃですね、本院が何名、分院が何名、トータル何名ということで、議事録作成の際、きちんとした数字を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

<議長>

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

<議長>

ないようでございますので、次に、議題4、その他でございますが、事務局から何かありますか。

松尾事務局長。

<事務局長>

1点だけ、ご報告を申し上げます。

ただいまご説明を申し上げてまいりました平成24年度の当初予算案、そして第3次3か年経営計画の中でも触れておりますが、今後、看護学校の建てかえ、そして診療棟の増築等の施設整備を予定しております。これに対応するため、来年度、事務局内に施設整備室の設置を現在検討しております。職員といたしましては、建築関係の知識、資格のある職員が必要となりますので、現在、県に派遣を要請するなどして、体制の構築を進めているところでございます。

また追って、詳しい内容については、また次回に全員協議会等でご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

<議長>

以上で予定した議題がすべて終了いたしましたので、これで企業団議会議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時42分閉会)